

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	高等技能訓練促進費（高等職業訓練促進給付金）に係る非課税措置等の創設		
税 目	所得税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	母子家庭の母が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために 2 年以上養成機関で修学する場合に支給する高等技能訓練促進費（高等職業訓練促進給付金）について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。 また、父子家庭の父に支給する高等技能訓練促進費についても、同様の措置を講ずる。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）
	▲11 百万円 （ — ）		

(1) 政策目的

母子家庭の母及び父子家庭の父が看護師等の資格を取得することにより、経済的に自立することを支援する。

(2) 施策の必要性

母子世帯の平均所得は年間 262.6 万円（「平成 22 年国民生活基礎調査」と低い水準に止まっており、ひとり親家庭の相対的貧困率は 50.8%と高い水準となっている。また、母子家庭の母の約 85%が就業しているが、その内訳は、常用雇用が約 43%に止まり、臨時・パートが約 44%と多くなっている（「平成 18 年度全国母子世帯等調査」）。母子家庭の自立支援に際しては、経済的に自立が可能となるような就業の確保が重要となっている。

母子家庭の母が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために 2 年以上養成機関で修学する場合に、生活費や学費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費は、常用雇用に結び付きやすく、母子家庭の自立支援に効果を上げている事業であり、特に充実・強化を図っていく必要がある。一方、高等技能訓練促進費については、平成 21 年 6 月からの支給期間の拡大等により、授業料等の必要経費等を控除しても課税され、支給額が完全に確保されない場合が生じてきている。

今般、平成 22 年の児童扶養手当法改正法附則の検討規定に基づくひとり親家庭施策の見直し、及び平成 25 年度から改定を行うこととしている母子及び寡婦福祉法に基づく基本方針の見直しにおいて、高等技能訓練促進費について、特に充実・強化を図るべき事業と位置付けることと併せ、高等技能訓練促進費の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるよう、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる必要がある。

また、父子家庭の父の中にも安定した就業が確保されていない者があるが、児童の福祉の観点からは、父子家庭であっても母子家庭と同様に困難な状況にあるものには自立支援をしていく必要がある。このため、父子家庭の父も支給対象とするとともに、父子家庭の父に支給する高等技能訓練促進費についても同様の措置を講ずる必要がある。

※ 高等技能訓練促進費の支給期間及び支給額の経緯

- ・ 平成 15 年度の創設当初、支給対象期間は修業期間の後半 1／3（上限 12 か月）であったものを、平成 21 年 2 月から後半 1／2 の期間（上限 18 か月）に延長。
- ・ 平成 21 年度の緊急経済対策の補正予算で、安心こども基金を活用して、平成 23 年度までの入学者に対し、支給額を引き上げるとともに（月額 10 万 3 千円→14 万 1 千円（住民税課税世帯は 51,500 円→70,500 円））、支給対象期間を修業全期間に拡大。
- ・ 平成 23 年度第 4 次補正予算で安心こども基金の積み増し・延長を行い、平成 24 年度の入学者について、修業全期間（上限 3 年）を支給対象とする措置を継続。（支給額は月額 10 万円（住民税課税世帯は 70,500 円））

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標 6 ひとり親家庭の自立を図ること 6-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること (母子及び寡婦福祉法第 31 条に位置付けられている。)
		政 策 の 達 成 目 標	母子家庭の母及び父子家庭の父が経済的に自立することが可能となるような就業を確保し、母子家庭及び父子家庭の経済的自立を図る。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	—
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	—
		政策目標の 達 成 状 況	高等技能訓練促進費を受給した資格取得者のうち 72% (平成 22 年度) が常用雇用に結び付いており、母子家庭の自立支援に効果を上げている。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	約 7,500 件
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	高等技能訓練促進費の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられることが確保される。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	(項) 母子家庭等対策費の一部 (母子家庭等対策総合支援事業) 38.3 億円 (平成 25 年度予算要求) の内数 ※ このほか、安心こども基金 (総額 5,031 億円) の一部を活用。
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	上記の予算措置は、高等技能訓練促進費の支給の財源確保のための措置である一方、要望の措置は、高等技能訓練促進費の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるようにするための措置である。
		要望の措置 の 妥 当 性	要望の措置は、児童扶養手当支給対象の低所得の母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に支給される高等技能訓練促進費について、授業料等の必要経費等を控除しても課税され、支給額が完全に確保されない場合が生じてきていることに対応するものであり、高等技能訓練促進費の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるようにすることができるもので、必要最小限の措置であり、これ以外の措置によっては実現できない。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 15 年度税制改正要望において、高等技能訓練促進費を含む母子家庭自立支援給付金についての税制上の優遇措置を要望。